「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議 議事次第

「令和6年1月19日(金)9:40~9:55 官 邸 2 階 小 ホ ー ル

- 1 開 会
- 2 議事
 - (1)被害者等支援に関するこれまでの取組状況
 - (2)被害者等支援の充実・強化策
- 3 閉 会

[配付資料]

- 資料1 「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議の開催について(令和6年1月16日閣議口頭了解)
- 資料 2 被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策(令和 4 年 11 月 14 日「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議取りまとめ)
- 資料3 「旧統一教会」問題の被害者等支援に関するこれまでの取組状況
- 資料4 「旧統一教会」問題の被害者等支援の充実・強化策(案)

「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議の開催について

令和6年1月16日 閣議口頭了解

- 1 特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援 センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法 律(令和5年法律第89号)の制定を踏まえ、同法の対象宗教法人である「旧統一教 会」(現在は世界平和統一家庭連合)に係る被害者等への相談体制の強化等の支援を 関係行政機関が連携して行うため、「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関 する関係閣僚会議(以下「会議」という。)を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、 関係者の出席を求めることができる。

議 長 内閣官房長官

副議長 法務大臣

構成員 孤独·孤立対策担当大臣

内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)

内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)

国家公安委員会委員長

総務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

- 3 会議の下に、「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議幹事会(以下「幹事会」という。)を開催する。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
- 4 会議及び幹事会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房及び法務省において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議及び幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附則

- 1 この規程は、令和6年1月16日から施行する。
- 2 「「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の開催について」の廃止について(令和6年1月11日関係省庁申合せ)による廃止前の「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議及び同幹事会が決定した事項等については、会議に引き継がれるものとする。

1 法テラスの抜本的な充実・強化

(1) 概要

- 「合同電話相談窓口」の機能等を継承した対応窓口の設置(11月14日から)
- 日本弁護士連合会との連携に基づく経験・理解のある弁護士の紹介
- **民事法律扶助**(資力の乏しい方への無料法律相談・弁護士費用等の立替え)の積極的な活用
- **心理専門職等を活用**したワンストップ型相談会等の実施

(2) 充実・強化に向けた体制整備等

- **フリーダイヤル**による対応等の相談受付方法の充実強化
- 各取組を推進するための対応部署の新設と心理専門職等の配置
- 法テラスを中核とした**関係機関・団体のネットワーク化**による総合的な相談体制の構築
- データの収集・分析(2世・3世信者の実態把握も含む)⇒ 相談対応機関と共有
- **関係省庁連絡会議**を通じ、総合的解決や更なる取組強化に向けた**体制・環境の整備**

2 消費生活相談等の強化

- 相談対応に当たる消費生活相談員等のスキル向上・研修
- SNSを活用した消費生活センター等の周知、注意喚起や情報発信、消費者教育の取組強化
- 裁判外紛争解決手続(ADR)の充実

3 警察による適切な関与

- 相談対応の充実・強化 = 迅速・確実な**組織対応の徹底**、関係機関・団体との**一層緊密な連携**
- 刑罰法令に抵触する行為が認められる場合、法と**証拠に基づき、迅速かつ適正に捜査**

4 精神的・福祉的支援の充実

- **精神保健福祉センター**における相談や精神科医療機関の紹介対応の推進
- 〇 生活困窮者自立支援
 - ・ ハローワーク等との連携や自立相談支援機関の就労支援員による支援等
 - 学習支援、育成環境改善の助言、進路選択に関する情報提供等のこどもの学習・生活支援
- 孤独・孤立対策ウェブサイトのチャットボットの充実
- 関係機関・団体と**法テラス**(心理専門職等を配置)との**連携強化**

5 こども・若者の救済

(1) 虐待、いじめ、貧困等の具体的事象の発見

- 市町村及び児童相談所における虐待対応(Q&Aの作成、SNS相談の整備)
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援の推進
- 法務局におけるこどもの人権擁護活動の強化(SOSミニレター、SNSによる人権相談等)
- 「見守りネットワーク」(消費者安全確保地域協議会) に関する財政支援、担い手の養成講座の実施
- 大学生協と連携した霊感商法等の情報提供
- チャットボット等、若年層に親しみやすいデジタル技術を活用した周知・啓発

(2) 心のケア、学習・生活支援等

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる取組の推進(再掲)
- 精神保健福祉センターの取組の推進(再掲)
- ハローワーク等を通じた就労支援、高等教育の修学支援新制度等を通じた修学支援、生活困窮者自立支援におけるこどもの学習・生活支援(再掲)

(3) 教育の充実

○ 人権擁護機関による「人権教室」、出前講座等の消費者教育(再掲)

6 その他

- 在外邦人の保護(在外公館における相談·支援)、「**所在調査**」に関する周知·広報·情報収集
- 行政相談における対応、地方公共団体との連絡調整
- 現行法を活用した**法的整理のQ&Aの更新・周知**/○ **各種研修等の実施**(オンラインも含む)

「旧統一教会」問題の被害者等支援に関する これまでの取組状況

「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の取組

「旧統一教会」問題に関し、悪質商法などの不法行為の相談、被害者の救済を目的として、関係省庁間での情報共有、被害者への救済機関等のあっせんなど関係省庁による連携した対応を検討するため、法務大臣を主宰として「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置し、連絡会議の事務局であった法務省においては、「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」(令和4年11月10日連絡会議、以下「方策」という。)を踏まえ、関係省庁間での情報共有、被害者への救済機関等のあっせんなど関係省庁による連携した対応に取り組んでいたもの。

1. 相談対応の充実強化

◎方策「(2)キ 本連絡会議を通じた体制・環境の整備 中の記載

- ア 共有された知見等に基づき、相談対応力を向上 させるよう取り組むとともに、・・・問題の総合的解決 に向けた・・・必要な体制・環境の整備を行う。
- ◎方策「(7)ウ 現行法を活用した国民向けのわかりやすいQ&Aの周知」中の記載
- イ 国民向けの分かりやすい法的整理のQ&A を・・・今後・・・内容を随時更新するとともに、様々 な媒体を用いてその周知を図る。

・ 適切な相談体制の整備(令和5年8月)

関係省庁等のいずれの相談窓口においても、均一的な対応をとることのできるよう、従前の相談対応において培ったノウハウを整理し、その内容を関係省庁において共有。また、その内容を各関係省庁の関係機関に周知

・ 国民向けQ&Aの改訂(令和5年8月)

消費者契約法の改正、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の制定・施行や関係省庁の新たなガイドラインの策定等を受け、国民向けに法制度や相談窓口を案内するQ&Aを改訂し、周知

2. 「こども・若者の救済」の充実強化

- ◎方策「(6) こども・若者の救済」中の記載
- ア 虐待、いじめ、貧困等の具体的事象の発見 こどもは自ら声をあげることが困難であり、まず は、・・・具体的事象を早期に発見し、救済につな げることが重要である。このことは旧統一教会問題 に限らず、こども関する施策全般に共通する課題と して、・・・関係機関が連携して対応に当たる必要が ある。

・ こどもを守る地域ネットワークの活用(令和5年2月)

要保護児童対策地域協議会(こどもを守る地域ネットワーク)を活用し、いわゆる2世・3世の支援を行うことを関係省庁で申合せ

・ 自治会、町内会への協力要請(令和5年3月)

児童虐待への対応に関するリーフレットを作成 地方公共団体の担当部局を通じて自治会・町内会等に対し、リーフレットを周知するな どし、自ら声を上げることができないこどもに対する支援への協力を要請 また、リーフレット等について、関係省庁の関係 機関にも周知

法テラスの取組

「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」(令和4年11月10日 「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議) (以下「方策」という。)を踏 まえ、法テラスにおいては、その抜本的な充実・強化や、これらに向けた体制整備等に取り組んでいるところ。

1. 法テラスの抜本的な充実・強化(方策1(1))

- 「合同電話相談窓口 Iの機能等を継承した対応 窓口の設置(11月14日から)
- 日本弁護士連合会との連携に基づく経験・理解 のある弁護士の紹介
- 民事法律扶助(資力の乏しい方への無料法律 相談・弁護士費用等の立替え)の積極的な活用
- 心理専門職等を活用したワンストップ型相談会 等の実施

2. 充実・強化に向けた体制整備等(方策1(2))

- 令和4年11月14日、「霊感商法等対応ダイヤル」を設置
- 相談を受け付け、**弁護士・心理専門職等の知見**を活用し、**関係機関等と連携**しながら、**適切な相談** 窓口等を紹介 【旧統一教会に関する相談受付件数:1457件(~R5.12末)】
- 「霊感商法等対応ダイヤル」において、**弁護団** (R4.12.19~)、**霊感弁連** (R5.1.13~) 等を**紹介** 【旧統一教会に関する相談における紹介件数:弁護団734件、霊感弁連109件(~R5.12末)】
- 資力の乏しい方について、**無料法律相談や弁護士費用等の立替え**を実施

【弁護団による集団交渉事案における民事法律扶助利用件数:14件(~R5.12末)】

○ 弁護士、心理専門職、福祉専門職等によるワンストップ相談会を全国各地で順次実施

【R5.3~12までに23回実施、R6以降も実施予定】

※ 弁護団:全国統一教会被害対策弁護団

※ 需感弁連:全国需感商法対策弁護士連絡会

- フリーダイヤルによる対応等の相談受付方法の 充実強化
- 各取組を推進するための対応部署の新設と心理 専門職等の配置
- 法テラスを中核とした関係機関・団体のネットワー ク化による総合的な相談体制の構築
- データの収集・分析(2世・3世信者の実態 把握も含む) ⇒ 相談対応機関と共有

- 「霊感商法等対応ダイヤル において、**フリーダイヤル**(R4.11.14~)及びメール(R4.12.1~)による 相談受付を実施 【相談受付件数:フリーダイヤル1407件、メール50件(~R5.12末)】
- 令和4年11月11日、被害救済に向けた取組を推進するため、**弁護士・心理専門職等を配置**した 特定施策推進室を新設し、相談対応(相談受付件数1457件)等を実施
- 「霊感商法等対応ダイヤル | **開設当初から紹介先**であった日弁連フリーダイヤル、法務少年支援センター等 に加え、弁護団、霊感弁連等3団体を紹介先に追加
- 「霊感商法等対応ダイヤル」における相談状況等を「相談状況の分析」として取りまとめ、H Pで毎月更新 【相談受付件数1457件のうち、宗教二世・三世に関する相談は122件(~R5.12末)】
- 消費者庁、文化庁、弁護団等との間で相談状況等に関する情報を相互に提供

法務省の取組

「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」(令和4年11月10日「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議)(以下「方策」という。)を踏まえ、法務省の人権擁護機関においては、**虐待、いじめ、貧困等の具体的事象の発見や、教育の充実、本連絡会議を通じた体制・環境の整備**等に取り組んでいるところ。

1. こども・若者の救済

◎方策「(6) こども・若者の救済」中の記載

ア 虐待、いじめ、貧困等の具体的事象の発見 こどもは自ら声を上げることが困難であり、まずは、 虐待、いじめ貧困等の具体的事象を早期に発見し、 救済につなげることが重要である。このことは、旧統一 教会に限らず、こどもに関する施策全般に共通する 課題として、引き続き、関係機関が連携して対応に 当たる必要がある。

そこで、・・・②法務局におけるこどもの人権擁護活動の強化…を更に徹底していく。

◎方策「(6) こども・若者の救済」中の記載

エ 教育の充実

学校現場における教育はもとより、これとの連携の下に行われる法務省の人権擁護機関による「人権教室」、出前講座等の消費者教育は、こども・若者が視野を広げ、多角的なものの考え方を身につける上で、極めて重要である。

- ・こどもが気軽に法務省の人権擁護機関に相談することができるよう、相談ツールの利用機会の拡大。
- ・学校を通じ、1 学期に全小中学生に配付している**SOSミニレターの設置場所の拡大**(児童相談所、 児童養護施設、放課後児童クラブ等への新規設置)及び<u>相談例の追記</u>。令和5年度第1・第2四半 期のSOSミニレターの配布枚数は約1,125万枚。
- ・LINE人権相談周知用カードの配布や設置。
- ・各市町村が設置している要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会等地域ネットワークを活用し、地域の**関係機関と連携して被害者を重層的に支援することができるような体制の構築**。
- ・保護者等による信仰を理由とするものであっても、その行為によっては、こどもに対する人権侵害に当たる場合もあることを理解させ、宗教との関わりに起因した潜在的な悩みについて、法務省の人権擁護機関に相談できることや学校等を通じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談できることを伝える啓発活動の強化。
- ・人権教室の実施先の拡大(小学校中心から中学校・高校へ拡大)のほか、児童・生徒向けこどもの権利条約のリーフレットの新規作成・配布。令和4年度における人権教室(大人の人権教室を除く。)の実施回数は約12,300回であり、児童・生徒向けこどもの権利条約のリーフレットの配布枚数(令和5年3月)は103,000枚。

2. 相談対応に資するQ&A等の周知

- ◎方策「(2) 法テラスの抜本的な充実・強化」中の記載
- キ 本連絡会議を通じた体制・環境の整備 本連絡会議の構成員は、それぞれが関係する機関や団体が、前記力により共有された 知見等に基づき、相談対応力を向上させるよう取り組むとともに、法テラスを中心とした ネットワークの形成や、問題の総合的解決に向けた更なる取組等に必要な体制・環境 の整備を行う。



・令和5年8月、国民向けQ&Aが改訂されたことを踏まえ、 法務局及び地方法務局に対し、当該Q&A等を共有するとと もに、相談の趣旨を的確に把握し、事案の解決にとって最もふ さわしい措置を採るよう、改めて通知。

● 親の宗教のことで悩んでいる。

内閣官房孤独・孤立対策担当室の取組

「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」(令和4年11月10日「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議)(以下「方策」という。)を踏まえ、内閣官房孤独・孤立対策担当室においては、**孤独・孤立対策のためのチャットボットの充実**等に取り組んでいるところ。

孤独・孤立対策のためのチャットボットの充実

◎方策「(5)精神的·福祉的支援の充実」中の記載

エ 孤独・孤立対策のためのチャットボットの充実

相談に導くツールとして、インターネット等 の活用は有効と考えられる。

この点、内閣官房孤独・孤立対策担当室では、孤独・孤立対策に資するとされた相いて、孤独・孤立対策に資するとされた相談先や支援制度を掲載し、利用者の悩みに応じた適切な相談先や支援制度を案内するチャットボットを提供している。合同電話相談窓口における相談状況を踏まえて「宗教団体から金銭的被害を受けた」等の選択肢を設けるなど、チャットボットの充実を図る。

オ 法テラスとの連携強化

関係機関等においても、法テラスのこのような取組への理解を深め、法テラスとの連携強化を一層進めて、法的支援のみならず、相談者のニーズに応じた精神的・福祉的支援を含む充実した総合支援が図られるようにする。

◎方策「(6) こども・若者の救済」中の 記載

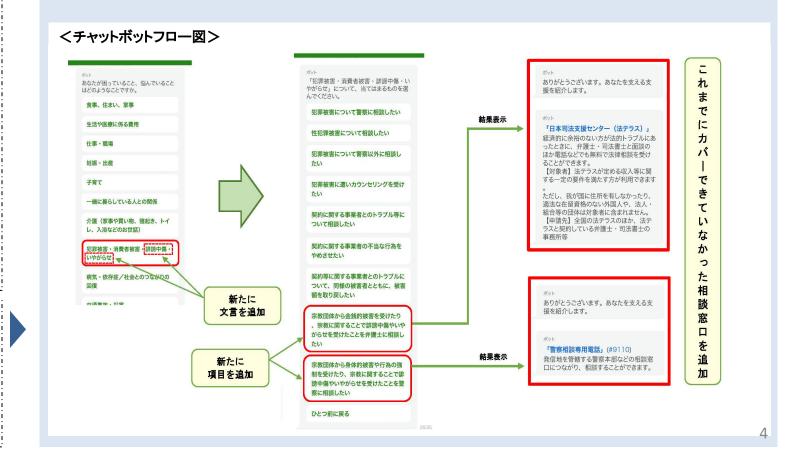
エ 虐待、いじめ、貧困等の具体的事象の発見

チャットボットの充実も含め、若年層に親しみやすいデジタル技術を活用するなどした周知啓発にも取り組む。

- 孤独・孤立対策ウェブサイトについて、チャットボットによる相談窓口の案内の選択肢に「宗教団体から金銭的被害を受けた」 <u>等を設けるなど、内容の充実</u>を図っている。
- ※チャットボットにより、相談先として法テラスの案内画面にアクセスした件数:令和5年12月までに96件
- ※チャットボットにより、相談先として警察相談専用電話の案内画面にアクセスした件数:令和5年12月までに66件

そのほか、本ウェブサイトについて以下のような機能拡充を図っている。

- ·チャットボットの利用結果からマイナポータルへの接続実施(令和5年5月~)。
- ·携帯電話事業者との連携によるプッシュ型での情報発信(令和5年8月より4大携帯キャリアで連携実施.)。



警察庁の取組

「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」(令和4年11月10日「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議)(以下「方策」という。)を踏まえ、警察庁においては、相談対応の充実・強化=迅速・確実な組織対応の徹底、関係機関・団体との一層緊密な連携等に取り組んでいるところ。

1. 相談対応の充実・強化=迅速・確実な組織対応の徹底、関係機関・団体との一層緊密な連携

• 「旧統一教会」に関連する相談件数 745件(R4.9.5~R5.12.31)

•相談内容内訳

①金銭的 被害	②身体的 被害等	③生活苦 等	④誹謗中 傷等	⑤個人情 報の悪用	⑥心の悩 <i>み</i>	⑦親族関 係	⑧行政に 関する相 談	9その他
44	35	7	32	6	8	135	13	487

※相談によっては、1件で主訴が複数に及ぶ場合があるため、受付相談件数と主訴別合計は一致しない。

・うち他機関引継・教示 58件

法テラス	消費者庁	弁護士	市(区) 役所	消費生活 センター	行政相談 センター	法務局
30	7	8	4	3	4	4

※その他、児童相談所は3件、個人情報保護法相談ダイヤル、よりそいホットラインは各2件、文部科学省、外務省、 女性相談所、県民生活相談センターは各1件。なお、複数の関係機関を教示しているものもあり、総数とは一致しない。

【対応事例】

- 過去に入信していた70代の親族から「20年位前に統一教会に払った3,000万円を取り戻せないか」と相談を受けたがどうしたらいいか。 ⇒ 法テラスを教示
- 同居の母親が信者で、献金しすぎて自己破産したことがある。母親と知り合いの信者が娘(自分)とも 話がしたいと言っており、本当に来られたら怖い。⇒ 警察によるパトロール要望を受けパトロールを実施
- 父親から、統一教会信者と結婚するよう言われたが、信者以外の人と結婚した。今後、父親の押し掛けが不安だ。
 - ⇒ 防犯指導を実施
- `~----
- ・消費者庁寄附勧誘対策室員を講師とする不当寄附勧誘防止法研修会を38都道府県警察で実施
- -「不当な寄附勧誘はNO!」ポスターを47都道府県警察に1300枚配布

2. 刑罰法令に抵触する行為が認められる場合、法と証拠に基づき、迅速かつ適正に捜査

・都道府県に対し、寄せられた相談や通報において、刑罰法令に抵触する行為が認められる場合は、法と証拠に基づき、迅速かつ適正に捜査を推進するよう指示

・都道府県に対し、「旧統一教

会」問題に関連する相談を受理

等した場合には、相談内容に応じて、関係部署、関係機関等と連携の上、適切な対応を指示

·令和5年6月以降、消費者庁寄

附勧誘対策室と連携の上、同室員

・消費者庁の情報提供ウェブフォー

ムの周知や周知用ポスターの掲示を

を講師とする研修会を実施

推進

・現時点まで上記相談を端緒として「旧統一教会」関係者の検挙に至った事例はないが、刑罰法令に抵触する 行為が認められる場合は、法と証拠に基づき、迅速かつ適正に捜査を推進するよう指示

消費者庁の取組



「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」(令和4年11月10日「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議)(以下「方策」という。)を踏まえ、消費者庁においては、消費生活相談及び消費者教育の強化、「見守りネットワーク」等担い手支援、不当寄附勧誘防止法の適正な運用等に取り組んでいるところ。

1. 消費生活相談及び消費者教育の強化

○方策「2 消費生活相談等の強化」

- ○相談対応に当たる消費生活相談 員等のスキル向上・研修
- S N Sを活用した消費生活セン ター等の周知、注意喚起や情報発 信、消費者教育の取組強化
- ○裁判外紛争解決手続(ADR) の充実



- ・引き続き丁寧に消費生活相談対応を行うとともに、地方消費者行政強化交付金(令和4年度補正予算20.0億円の内数、令和5年度当初予算17.5億円の内数)や独立行政法人国民生活センター運営費交付金等(令和4年度補正予算10.0億円の内数、令和5年度当初予算33.7億円の内数)、消費生活相談員担い手確保事業(令和5年度当初予算0.5億円)により消費生活相談体制を充実・強化(霊感商法に関連する教育研修参加者 合計651名(令和5年12月末時点))。
- ・SNS等を活用した「消費者ホットライン」(188)の周知(政府広報テレビ・ラジオ、SNS、インターネット広告、イベント会場等)や、 悪質商法の具体的手口や対処方法に関するチラシの地方公共団体や全国大学生協連等への配布(合計約7万4千部(若年者向け約3万3千部、一般社会人向け約1万部、高齢者向け約3万1千部)(令和5年12月末時点))等を実施。
- ・消費者教育推進会議「消費者力」育成・強化ワーキングチームにおける検討結果(令和5年9月)を踏まえ、消費者教育の取組を強化(令和5年度中の教材作成及び周知広報を予定)。消費者トラブルの実態に精通した消費生活相談員等を中学校・高校・大学等に派遣し、実践的な消費者教育出前講座(139件(令和5年12月末時点))を実施。
- ・独立行政法人国民生活センター法の改正(令和4年12月成立)により、国民生活センターによる裁判外紛争解決手続(ADR)を 迅速化・充実(3月以内での手続終了に努める)(ADR手続を担当する特別委員を15名増員)。
- ・国民向けQ&Aが改訂(令和5年8月)されたことを踏まえ、**地方公共団体の消費者行政部局、消費生活センター等に対し**、当該Q &A等を共有するとともに、相談の趣旨を的確に把握し、事案の解決にとって最もふさわしい措置をとるよう、<u>改めて通知</u>。

2. 「見守りネットワーク」等担い手支援

◎方策「5 こども・若者の救済」

- ○「見守りネットワーク」(消費者安全 確保地域協議会)に関する財政支援、担い手の養成講座の実施
- ○大学生協と連携した霊感商法等の 情報提供
- ・地方消費者行政強化交付金 (令和4年度補正予算20.0億円の内数、令和5年度当初予算17.5億円の内数) により「見守りネットワーク」 (設置477自治体 (令和5年12月末時点)) への財政支援を行うとともに、消費生活協力員・協力団体養成事業 (令和5年度当初予算1.1億円の内数) により、見守りの担い手の養成講座 (参加者 合計377名・団体 (令和4年度)) を実施。
- ・悪質商法の具体的手口や対処方法に関するチラシの地方公共団体や全国大学生協連等への配布(約7万4千部配布(若年者向け約3万3千部、一般社会人向け約1万部、高齢者向け約3万1千部)(令和5年12月末時点))等を実施。【再掲】

3. 不当寄附勧誘防止法の適正な運用等

◎「方策」以降に行った対応

- ○不当寄附勧誘防止法の制定と同 法の適正な運用
- ○消費者契約法及び独立行政法人 国民生活センター法の改正



- ・不当寄附勧誘防止法の制定(令和4年12月)を踏まえ、**消費者庁ウェブサイト、全国の消費生活センター及び法テラス等を通じて収集した情報等に基づき適正に法律を運用**。また、**法の趣旨の周知を徹底**(不当寄附勧誘防止法ポスターを令和5年10月23日に公表し、全国の大学、警察、消費生活センター等に配布(約2万枚(令和5年12月末時点))。各地における法人等向けの説明会に参加。)。
- ・消費者契約法の改正(令和4年12月、<u>霊感等による知見を用いた告知に関する取消権の拡大と行使期間の伸長</u>等)を踏まえ、改正 内容の周知を実施(チラシ及びパンフレットの作成、公表)。
- ・独立行政法人国民生活センター法の改正(令和4年12月)により、**国民生活センターによる裁判外紛争解決手続(ADR)を迅速**化・充実(3月以内での手続終了に努める)(ADR手続を担当する特別委員を15名増員)。【再掲】

こども家庭庁の取組

「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」(令和4年11月10日「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議とりまとめ)を踏まえ、こども家庭庁においては、**市町村や児童相談所における虐待対応**の取組を進めている。

市町村及び児童相談所における虐待対応

◎ 方策「(6) こども・若者の救済」中の記載

①厚生労働省においては、市町村及 び児童相談所の虐待対応の現場に おいて適切に対応できるよう、既に発 出した通知文書において、「児童の虐 待の防止等に関する法律(平成12 年法律第82号)第2条各号に該 当する行為を保護者が行った場合に は、宗教の信仰等保護者の意図にか かわらず児童虐待に該当しうるもので ある」とした上、「保護者の宗教の信 仰といったことを理由とするものであっ ても、例えば、身体的暴行を加える、 適切な食事を与えない、重大な病気 になっても適切に医療を受けさせない、 言葉による脅迫、子どもの心・自尊心 を傷つけるような言動を繰り返し行うと いったことは、児童虐待に該当しうる」 とした内容の徹底に努めるとともに、 具体的な対応の留意点を整理した **O&Aを作成**する。宗教を背景とし た事案も含めた SNSによる相談体 制の整備も合わせて行う。

- ・宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するQ&Aを作成し、 市町村や児童相談所における虐待対応に当たっての基本的な考え方として、
 - ▶ 背景に宗教等の信仰があったとしても保護者が児童虐待の定義に該当するものを行った場合には、こどもの安全を確保するため、一時保護等の措置を含めた対応を講ずる必要があること。
- ➤ 児童虐待への該当性を判断するに当たっては、Q & A で示す例示を機械的に当てはめるのではなく、児童や保護者の 状況、生活環境等に照らし、総合的に判断する必要があること。また、その際にはこどもの側に立って判断すべきであること。 を示すとともに、
- ✓ 宗教の信仰等に関連する児童虐待の事例
- ✓ 児童虐待対応や自立支援等に当たって留意すべき事項
- ✓ 関連する支援 等

を整理し、全国の自治体に周知(令和4年12月)

- ・上記 Q & A について、児童相談所や市町村といった児童虐待事案に中心的立場で対応する機関の職員はもちろん、学校や警察など他の関係機関職員においても幅広く理解していただけるよう、 Q & A の内容を15分程度で解説する動画を作成し、全国の自治体等に周知(令和 5 年 4 月)
- ・全国の児童相談所等における**Q&Aの周知状況等に関する調査研究を開始(令和5年10月)**
- ・児童虐待防止の観点から、こどもや家庭が相談しやすくなるよう、SNSを活用した「親子のための相談 L I N E 」システムの 運用を開始(令和 5 年 2 月)



「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」(令和4年11月10日「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議)(以下「方策」という。)を踏まえ、総務省においては、**行政相談における対応、地方公共団体との連絡調整、研修等の実施**に取り組んでいるところ。

1. 行政相談における対応

◎方策「(7) その他」中の記載

イ 行政相談における対応、地方公共団体との連絡調整

全国50か所の総務省行政相談センターにおいても、どこに相談したらよいか分からないものを含め寄せられた相談について丁寧に内容を聞き取った上で法テラスを始めとする関係機関等を案内するなど、適切な対応を継続する。

・令和4年9月5日から令和5年12月31日に<u>行政相談で受け</u> 付けた「旧統一教会」関連の相談は、457件。

2. 地方公共団体との連絡調整

◎方策「(7) その他」中の記載

イ 行政相談における対応、地方公共団体との連絡調整

また相談対応に係る関係省庁が地方公共団体の担当部署に宛てて発出した協力依頼通知を、各団体内で総合調整などを担当する総務担当部長にも情報提供することにより担当部署間で連絡を密にするなど、当該通知に基づく適切な対応を要請する。

・令和4年9月、同年10月、同年11月、令和5年3月、同年8月に**関係省庁の通知をとりまとめ、情報提供・要請**。また、令和5年3月に法務省から要請を受け、**自治会・町内会等に対し**要保護児童対策地域協議会の取組に係る周知・協力を総務省より依頼。

3. 研修等の実施

◎方策「(7) その他」中の記載

エ 研修等の実施

本取りまとめに記載された相談や教育等に携わる全ての関係者が、十分な理解と認識に基づき、適切な対応を行うため、法テラスを中心としたネットワーク等を通じて共有された知見等に基づき、各研修等の機会を通じ、必要な知識と技能を身につける。これに際しては、地方に在住する関係者の便宜等も考慮し、オンライン研修等の活用も積極的に検討する。

・令和5年8月、国民向けQ&Aが改訂されたことを踏まえ、<u>全</u> 国50か所の総務省行政相談センターに対し、当該Q&A等を 共有するとともに、相談の趣旨を的確に把握し、事案の解決にとっ て最もふさわしい措置をとるよう、改めて通知。

外務省の取組



「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」(令和4年11月10日 「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議)(以下「方策」という。)を踏まえ、外務省においては、**平素からの邦人保護・支援と在外邦人の相談体制強化**に取り組んでいるところ。

◎方策「(7) その他

ア 在外邦人の保護

各在外公館においては、在外邦人からの様々な相談に応じ、日本の家族への連絡を支援するなどして問題の解決を図るほか、要件を満たした場合の帰国費用の貸付け、一部公館で契約している精神医療専門家との連携を行っている。

また、海外に在留している可能性が高く、長期にわたってその所在が確認されていない邦人について、その所在を長期間把握できていない親族(三親等内)の求めに応じ、可能な限り確認する「所在調査」を行っている。これらの取組について、周知・広報や情報収集に努めるとともに、法テラスを始めとする関係機関等との連携を図る。

1. 平素からの邦人保護の取組

・在外邦人に対するきめ細やかな支援

外務省は、邦人保護の観点から、在外公館の領事が中心となって、宗教に関連するものに限らず、在留邦人の方々からの様々な相談に応じ、問題の解決に向けた支援を行ってきている。

・帰国費用貸付け支援

困窮状態に陥り、自ら帰国費用を工面できず、家族・関係者からも支援が受けられない邦人に対し、在外公館が帰国費用を貸し付けている。

·海外邦人精神障害対策

精神疾患を抱える邦人の保護・帰国支援のため、現地において精神医療専門家の支援を得るもの。現在、4公館(英国・仏・韓国・シドニー総)で、精神医療専門家と契約中。

2. 在外邦人の相談体制強化

- ・外務省海外安全ホームページのトップページや各在外公館のホームページに、法テラスにおける「霊感商法等対応ダイヤル」の設置等に係る情報を掲載し、在外邦人に対し広く周知・広報。特に、外務省は、海外に在留している可能性が高く長期にわたってその所在が確認されていない日本人の連絡先等を確認する「所在調査」を行っていることも広く周知・広報。
- ・全ての領事事務実施公館(244公館)に対し、「旧統一教会」関連の照会や支援要請に接した場合は、遅滞なく対応するよう指示。 在外公館は、旧統一教会の信者を含む在留邦人の方々からの相談に丁寧に応じることにより、相談者の個別の事情やニーズの把握に努め、外務省全体として、より一層きめ細やかな在外邦人支援を行っていく。

(参考)外務省海外安全ホームページの内容

法テラスにおける「霊感商法等対応ダイヤル」の設置等について

- 1 令和4年11月14日、法テラスに、「合同電話相談窓口」の機能等を継承した対応窓口として「霊感商法等対応ダイヤル」が設置されました。このダイヤルでは、「旧統一教会」問題に限らず、これと同種の問題について、幅広く相談を受け付けます。同ダイヤルの詳細については以下をご覧下さい。https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03 00156.html
- 2 外務省は、令和4年9月2日より「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議(議長は法務大臣)の構成員となっています。同連絡会議の取組等については以下をご覧下さい。 https://www.moi.go.ip/JINKEN/iinken03 00150.html
- 3 外務省は、在外邦人の保護・支援の観点から、様々な取組を行っています。海外で悩みをお抱えの方は、以下のとおり、各国の在外公館までご相談下さい。 〇外務省ホームページ:在外公館リスト https://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.html
- 4 また、外務省では、海外に在留している可能性が高く、長期にわたってその所在が確認されていない日本人の連絡先等を確認する「所在調査」を行っています。所在調査をご希望の方は、まずはお 電話でお問い合わせください。
- ○連絡先:外務省領事局海外邦人安全課 電話 03-3580-3311(内線5144)
 - 留意事項や必要書類等の詳細につきましては、以下のホームページをご確認ください。
- 〇外務省ホームページ: 所在調査(三親等内の親族からの依頼) https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/shozai/index.html

文部科学省の取組



「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」(令和4年11月10日「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議)(以下「方策」という。)を踏まえ、文部科学省においては、**こどもの虐待やいじめ、貧困等の防止のための支援や心のケア、こども・若者への修学支援、教育の充実等**に取り組んでいるところ。

1. 児童生徒の虐待・いじめ・貧困等の防止、心のケア

◎方策「(6) こども・若者の救済」中 の記載

ア 虐待、いじめ、貧困等の具体的事象の発見

また、②学校におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる 支援の推進…を更に徹底していく。

イ 心の悩みに対するケア 学校においては、<u>スクールカウンセラー</u> <u>及びスクールソーシャルワーカーによる支</u> 援を推進する。

- ・悩みや不安を抱える子供の相談体制を確保するため、令和5年度予算においてスクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー (SSW)の配置を充実 (82億円、それぞれ、SC:全公立小中学校27,500校、SSW:全中学校区10,000校区への基礎配置に加え、重点配置を措置)。
- ・また、「「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するQ&A」について(通知)」(令和4年12月28日)を**各教育委員会等に** 通知し、宗教に関係することのみを理由として消極的な対応を行わない。こと、Q&Aの内容が適切に周知されるよう、**SC、SSW等を対象と** する研修等においてQ&Aについて扱うように周知した。
- ・Q&Aに関するSC・SSWや教職員の認知を高めるため、令和5年1月,6月,9月に文部科学省が開催した行政説明等において上記Q&Aの内容について周知を行うとともに、独立行政法人教職員支援機構が作成する校内研修動画として、Q&Aの内容を含む、**学校における児童虐待への対応に関するオンライン教材を作成し、周知**した。

2. 生徒・学生への修学支援

◎方策「(6) こども・若者の救済」中 の記載

ウ 若者の就労、修学支援

若者に対する就労支援及び修学支援として、…大学等に進学できる機会を確保するための給付型奨学金や授業料等の減免による高等教育の修学支援新制度を通じた修学支援にも取り組む。

・各学校段階において、教育にかかる経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的とした各種修学支援施策を実施。 年収要件等を満たす場合には、支援の対象としている。

- ・各学校において、大学等の進学を希望する高校生や、修学の継続が困難となった学生等からの相談事項が、進学・修学に係る経済的支援 に関するものであると認められる場合には、奨学金などについて案内するとともに、必要に応じて生徒・学生等が申請できる支援内容等を (独)日本学生支援機構に確認するなど、生徒・学生等に寄り添った対応を行うよう、教育委員会・大学等に対して通知。併せて、生徒 等から宗教との関わりに起因するものとして、高校における授業料等の教育費に関する相談があった場合には、各都道府県の修学支援 の担当部署において、丁寧に対応いただきたい旨などを通知。
- ・宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関する**Q&Aにおいて、高校生等への修学支援及び大学等への進学支援について記載し、** 教育委員会等に対して通知。

3. 教育の充実

◎方策「(6) こども・若者の救済」中 の記載

エ 教育の充実

学校現場における教育はもとより、これとの連携の下に行われる法務省の人権擁護機関による「人権教室」、出前講座等の消費者教育は、こども・若者が視野を広げ、多角的なものの考え方を身につける上で、極めて重要である。

- ・学校教育においては、学習指導要領で<u>消費者教育に係る内容を充実</u>し、例えば、高等学校家庭科において、**契約の重要性や消費者保** 護の仕組みについて子供たちが理解できるようにするための指導が行われているところ。また、文部科学省では、令和4年11月、各都道府 県教育委員会等の担当者を集めた会議においても、<u>消費者教育の充実に向けた協議</u>を実施した。
- ・消費者庁の出前講座事業について、各都道府県・指定都市教育委員会や大学、専修学校等に周知(令和5年5月15日)。
- ・文部科学省の消費者教育に関する取組の成果を広く還元するとともに、多様な主体の連携と協働を促進する場として「消費者教育フェスタ」 を開催(令和4年11月11日、12月23日、令和5年1月16日の3回実施)。
- ・令和5年3月に**消費者教育の指導者用啓発資料(これならできる!消費者教育)を作成**し、消費者教育を通じて育むべき力と指導者の役割、指導者が消費者教育を行う上でのヒントや関係者が相互に連携して取り組む手法等について啓発。
- ・地域における消費者教育が連携・協働により一層推進されるよう、消費者教育アドバイザーを派遣。

10

厚生労働省の取組



「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」(令和4年11月10日 「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議)(以下「方策」という。)を踏まえ、厚生労働省においては、**若者の就労、修学支援との連携を含めた生活困窮者自立支援制度の推進、精神的・心理的な困難に対する心のケア等**に取り組んでいるところ。

1. 生活困窮者自立支援制度の推進

◎方策「(5)精神的・福祉的支援の充実」中の記載

ウ 牛活闲窮者自立支援(就労支援・修学支援を含む)

生活困窮者自立支援制度において、ハローワークや地域若者サポートステーションを通じた就労支援や、高等教育の修学支援新制度等の修学支援と必要に応じて連携するとともに、自立相談支援機関の就労支援員による支援等や、学習支援、育成環境の改善の助言、進路選択(教育、就労)に関する関係機関との情報提供等のこどもの学習・生活支援を推進する。

オ 法テラスとの連携強化

法テラスとの連携強化を一層進めて、法的支援のみならず、<u>相談者のニーズに応じた</u> 精神的・福祉的支援を含む充実した総合支援を図る

◎方策「(6) こども・若者の救済」中の記載

ウ 若者の就労、修学支援

<u>若者に対する就労支援</u>及び修学支援<u>として、ハローワークや地域若者サポートステー</u>ションを通じた就労支援(中略)にも取り組む。

生活に困窮している世帯を対象に実施している生活困窮者自立支援制度におけるこどもの学習・生活支援についても推進する。

- ・法テラスに設置される相談窓口からの紹介を含め、福祉事務所及び生活困窮者自立相談支援機関に 「旧統一教会」を背景とした相談があった際には、相談内容が宗教に関わることのみを理由として消極的な 対応をしないよう留意するとともに、必要に応じて警察、消費生活センター等の関係機関とも連携しつつ、適 切に対応するよう、各都道府県・市区町村の生活保護担当部局及び生活困窮者自立支援制度主管部 局宛てに周知した。(令和4年11月10日付け事務連絡、令和5年3月17日開催令和4年度社会・ 援護局関係主管課長会議)
- ・ 令和 5 年 8 月、各都道府県・市区町村の生活困窮者自立支援制度主管部局に対し、金銭問題等も 含む相談者の悩み解決に資すると考えられる Q & A を、地方公共団体と厚生労働省間の共同ポータルサイトにて共有し、上記対応方針についても改めて周知した。
- ・ 法テラス・総合的対応窓口の設置に際し、当該窓口からハローワーク等へ就労に関する相談が生じ得ることを全国の都道府県労働局(ハローワーク)に周知(令和4年11月10日付け通知)し、また、関係機関間で共有されている相談フローやQ&Aについて更新された際には、遅滞なく全国の都道府県労働局に通知(令和5年8月16日付け事務連絡)するなど、就労に関する相談ニーズがあった際に適切に連携できるようネットワークを構築している。

2. 精神的・心理的な困難に対する心のケア

◎方策「(5)精神的・福祉的支援の充実」中の記載

イ 精神保健福祉センターにおける相談や精神科医療機関の紹介対応 精神保健福祉センターにおいては、関係機関との連携を適切に行いつつ、精神保健福祉相談や精神科医療機関の紹介対応に引き続き適切に取り組む。

◎方策「(6) こども・若者の救済」中の記載

イ 心の悩みに対するケア

<u>心の悩みを抱えるこどもの保護</u>として、精神保健福祉センターにおける精神保健福祉 相談や精神科医療機関の紹介対応の推進を図る。

- ・ 法テラスに設置される相談窓口からの案内を含め、精神保健福祉センターに旧統一教会を背景とした心の 健康の不安がある等の相談があった際には、相談内容が宗教に関わることのみを理由として消極的な対応を しないよう留意するとともに、必要に応じて精神科医療機関を紹介するなど関係機関とも連携して適切に対 応するよう各都道府県・指定都市の障害保健福祉担当部局宛てに周知した。(令和4年11月10日付 け事務連絡、令和5年3月10日開催令和4年度障害保健福祉関係主管課長会議)
- ・ 令和5年8月、各都道府県・指定都市障害保健福祉主管部局に対し、Q&A等を共有し、上記対応 方針についても改めて周知した。

「旧統一教会」問題の被害者等支援の充実・強化策(案)

令和6年1月19日 「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議

「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律(令和5年法律第89号)」が制定されたことを踏まえ、同法の対象宗教法人である「旧統一教会」に係る被害者等に寄り添った支援を一層充実・強化するため、「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」(令和4年11月「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議取りまとめ)を着実に実行するとともに、以下の支援の充実・強化策を講じる。

1 元信者等の方々の知見等の活用、関係省庁間の更なる連携による相談・支援体制の強化

- 法テラスを中核としたワンス トップ型相談対応の実施
- 法テラス(※)を中核としたワンストップ型相談体制において、 被害者等からの相談を幅広く受け付けて適切な支援機関等を紹介し、ニーズに応じた相談対応を実施。
 - ※ 「霊感商法等対応ダイヤル」

【内閣官房、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

- 元信者や宗教 2 世等の方々の経 験・知識の活用
- 各相談窓口の相談対応者が被害者等の心情等の理解を深めるために元信者や宗教2世等の方々に研修講師になっていただくなど、元信者や宗教2世等の方々と連携。

【内閣官房、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

- 対応実績・知見の共有による相 談体制の強化
- 相談者等のプライバシーに配慮しつつ、各相談機関や支援機関等での対応実績やこれに基づく 知見を関係機関等で共有し、相談体制を強化。

【内閣官房、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

2 スクールカウンセラー等の拡充等による宗教2世等のこども・若者向け相談・支援体制の強化

- 虐待等の被害を受けていること を認識しづらい、声を上げづらい 宗教2世等のこども・若者が相談 しやすい環境の整備

関係機関と連携した支援

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置を拡充。【文部科学省】
- こども・若者が利用しやすいSNS等の各種媒体(※)を活用した相談体制を整備。
 - ※ 「親子のための相談LINE」、GIGAスクール端末による人権相談、孤独・孤立対策ウェブサイト におけるチャットボットなど

【内閣官房、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

- 学校等を訪問して行う「人権教室」の実施先の拡大(小学校から中学・高校へ)、小中学校の 生徒への「こどもの人権SOSミニレター」の配布。【法務省】
- 「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するQ&A」等に基づき、児童相談所等に おいて、こどもの立場に立った支援等を実施。【こども家庭庁、文部科学省】
- 要保護児童対策地域協議会を中心とする地域ネットワークを活用した重層的支援を実施。 【警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

3 多様なニーズに的確に対応するための社会的・福祉的・精神的支援の充実・強化

- 住まいの確保等に対する支援
- 修学の悩みに対する支援
- 就労の悩みに対する支援
- 心の悩みに対する支援
- その他の支援

- 資産や収入が少なく住むところに困る宗教2世の方等に、生活困窮者自立支援制度の一時生活 支援事業において、シェルターの提供や就労等による自立支援を実施。【厚生労働省】
- 修学に係る経済的な困難に対し、高校や大学等における修学支援を実施。その要件の判定の際には、個別具体の事案に即して被害者に寄り添った対応を行う。【文部科学省】
- ハローワーク等での就職相談、職歴等に応じたキャリアコンサルティング等の支援を実施。【厚生労働省】
- 精神保健福祉センターにおいて、保健師、精神保健福祉士、公認心理師等の専門資格を有する 職員による継続的な相談対応や、適切な医療機関等につなぐ相談・助言を実施。【厚生労働省】
- 「よりそいホットライン」において、心の悩みや不安を始め生活上の様々な悩み相談に丁寧に対応。【厚生労働省】
- 虐待に苦しむこども・若者に対して、安全な居場所(こども若者シェルター)を提供し、修学・就労の相談に応じることや、生活援助物資の提供のため、民間支援団体等と連携して支援を強化。【こども家庭庁】